

大津町 岩坂 事業用地

【話題沸騰中の大津町の物件です】

事業用地

建築条件なし

所在地	菊池郡大津町大字岩坂132-1付近【ナビ検索】			売買代金	2,480万円	
区域区分	非線引き			面積	1539.00㎡(465.54坪)	
用途地域	無指定			仲介手数料	売買代金×3%+6万円×1.1(税)	
接道	東側 公道 幅員約4.0m 間口約28.0m			備考	・現状有姿売買となります ・上下水道の引込みは買主負担。 ・必要経費:仲介手数料、水道加入金、受益者負担金 ・大津町開発指導要綱 要	
交通	【産交バス】 迫入口前 徒歩約1分					
建ぺい率	70%	容積率	200%	熊本県知事(1)第5535号 株式会社 MR不動産 〒862-0951 熊本市中央区上水前寺1丁目1-31 ↑ホームページ分譲地情報検索♪Instagram→【mr_fudousan】 TEL:096-284-1286 FAX:096-284-1285 ☆MRhill'sシリーズは、弊社が土地の仕入れ→造成→マーケティング→ 価格設定→売買契約決済まで一貫してワンストップでコンサルティングを行ってます 売買物件募集中！スピーディーに売却致します。 査定無料！また、ほしい土地を買い付けに行きます。ご相談下さい。 当社から得た情報をもとに、当該物件の売主または関係者へ接触することを厳禁とします。 なお、接触を確認した場合、その内容次第で損害賠償請求等の法的手段を講じます		
地目	雑種地	引渡時期	相談			
上水	前面	下水	前面			
小学校	大津南小	中学校	大津中			
広告有効期	R7.1月末	取引形態	一般			
担当(後藤) 携帯:080-3377-7116						
QRコード						
QRコード						
QRコード						
株式会社MR不動産						



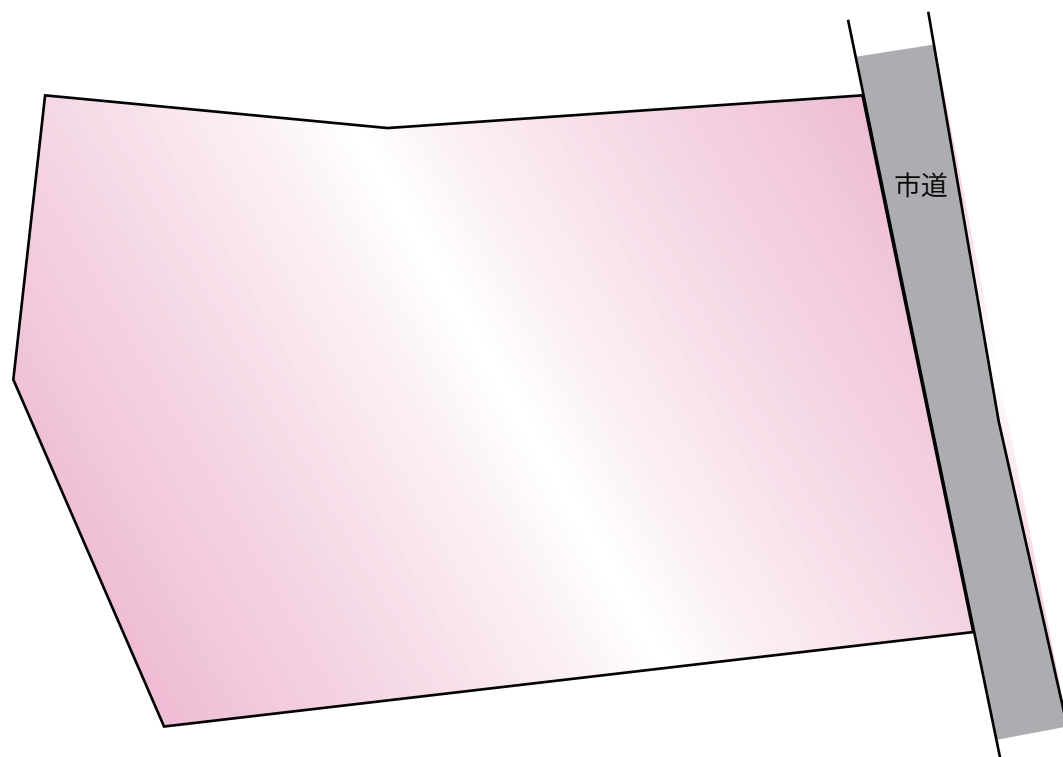
一人ひとりに不動産を
株式会社MR不動産



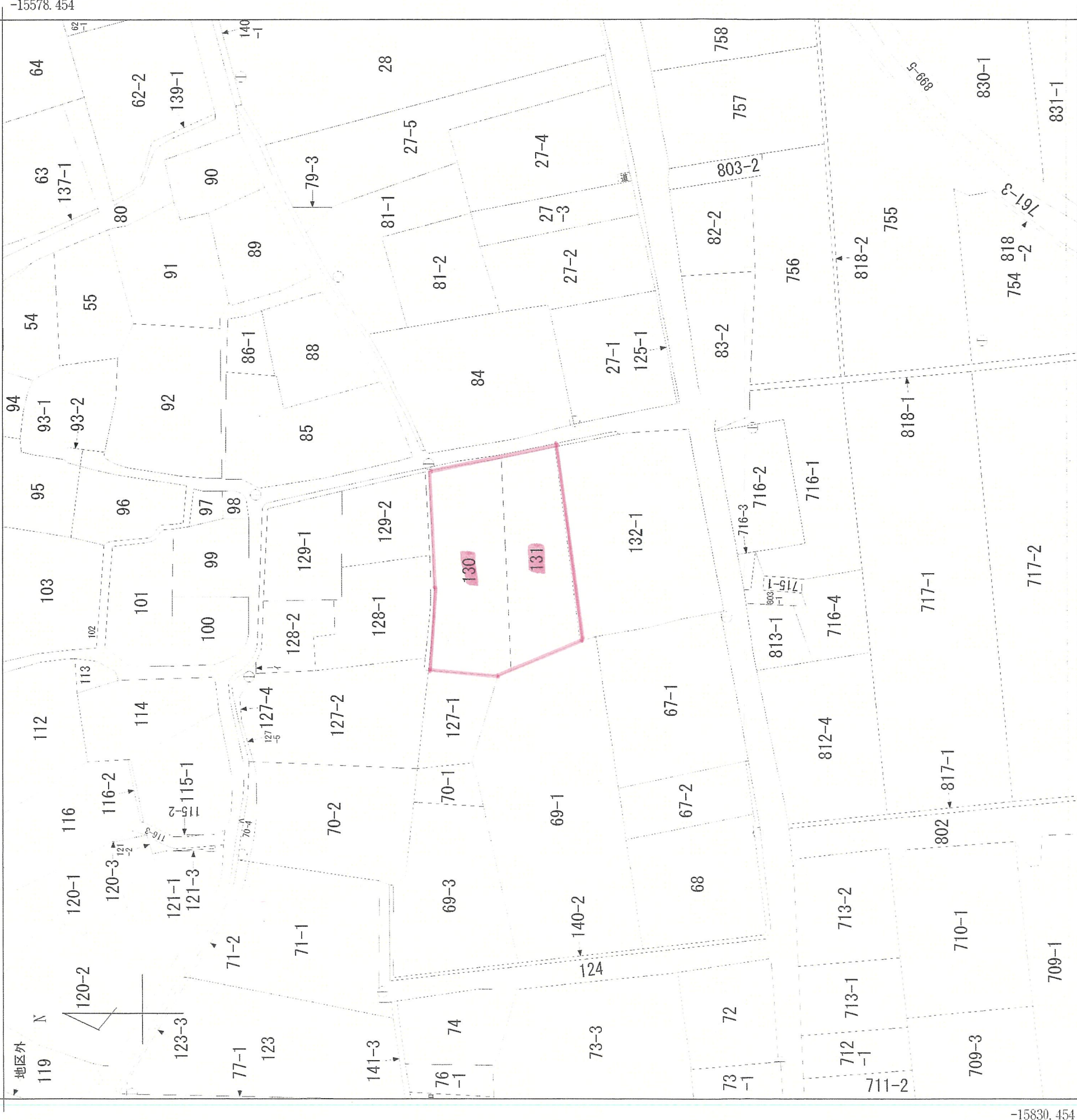
非線:指定無:0:0:

60m

1:1137







-10367.446 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出	大字岩坂
--------	------

(注) 国土交通省が公表した座標補正パラメータ(hisaikihon_h28kumamoto_BL.par)による修正がされています。

請求部分	所在	菊池郡大津町大字岩坂字迫ノ前		地番	131番
出力縮	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II
作成年月日	昭和48年2月1日	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
		備付年月日(原図)		補記事項	

ガス導管理設状況調査 依頼票 (FAX送信票)

R6年6月18日

対象地に印(蛍光ペン不可)を付けた住宅地図を併せて

お問合せください。

ガス導管理設状況を調査目的以外に使用しないようにお願いします。

受付時間 平日10:00~17:00

※回答は翌営業日以降になります

※太枠内をご記入ください

会社名	株式会社MR不動産	担当者	古屋鋪 様
電話番号	(096) 284 - 1286		
FAX番号	(096) 284 - 1285		

お問合せ先	
西部ガス熊本株式会社	
FAX	096-370-8692
TEL	096-370-8612

調査場所	物件名	住所
	①	
②		
③		
④		
⑤		
住所は住居表示での記載をお願いします。(造成地など住居表示がない場合を除く) 正確な場所特定のために、調査場所ごとの住宅地図を必ず添付ください。		
調査目的	新築 / 建替・リフォーム / 土地売買 / 中古住宅売買 不動産鑑定 / その他 ()	
建物用途	戸建住宅 / 建築工事 / 店舗 / 集合住宅 / その他 ()	
現状敷地情報	未開発地 / 更地 / 空地 / 既設建物あり / 駐車場 / その他 ()	

(注)

- ・当調査依頼はメールでは受け付けておりません。ご了承ください。
- ・「ガス導管理設状況調査 依頼票 (FAX送信票)」は、インターネットの検索「西部ガス熊本 ガス管理設状況」にて「電話でのお問い合わせ」→「不動産調査等、個別を伴わない配管状況のお問い合わせ」からダウンロードできます。

～埋設管状況調査についてのお知らせ～

西部ガス熊本では、現在のFAXによる受付方法に加えて、
メールによる受付も開始いたします。

希望される方は、下記メールアドレスまで
ご連絡をお願いいたします。

【連絡先】

kuma.living@saibugas-group.com

①会社名 ②ご担当者さま名、
③電話番号 ④メールアドレス、
「埋設管状況調査メール依頼」
の旨ご記載ください



メールを確認後、既定のフォームをお送りいたします。

※こちらのアドレスはHPには公開していません

2024年6月18日

返信

株式会社 MR不動産 古屋舗 様

いつもお世話になっております。
お問い合わせの件、下記の通りとなります。よろしくお願いたします。

(本状含め： 2 枚)

	供給エリア	前面道路 埋設管	敷地への供給管	配管図
調査場所	① 内・外	有・無 (mm)	有・無 (mm)	有・無
	② 内・外	有・無 (mm)	有・無 (mm)	有・無
	③ 内・外	有・無 (mm)	有・無 (mm)	有・無
	④ 内・外	有・無 (mm)	有・無 (mm)	有・無
	⑤ 内・外	有・無 (mm)	有・無 (mm)	有・無
備考	①菊池郡大津町大字岩坂字迫ノ前 130、131			

熊本市中央区萩原町14番10号
西部ガス熊本株式会社 営業部
TEL (096-370-8612)
FAX (096-370-8692)
(報告者名： 大内田)

別記様式第11号
大津町教育委員会 様

埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

24 302


提出日	令和 6 年 6 月 18 日	受付番号:	24 302
依頼者	住所	熊本市中央区上水前寺1丁目1-31	
	商号又は名称	株式会社MR不動産	
	担当者	古屋 鋪	
	電話番号	096-284-1286	
	FAX	096-284-1285	
	E-mail		
包蔵地確認を行う土地	所在地	菊池郡大津町 大字 岩坂 字 迫ノ前 130、131	
	現況	<input type="checkbox"/> 造成地 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 道路 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
	予定工期	<input checked="" type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
確認目的	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産鑑定 <input type="checkbox"/> 開発行為(事前調査を含む) <input type="checkbox"/> 予備調査 <input type="checkbox"/> その他 ()		
特記事項			

.....以下、大津町教育委員会回答欄.....

回答日	令和 6 年 6 月 18 日		
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡内 <input type="checkbox"/> 包蔵地・遺跡等の隣接地 <input type="checkbox"/> 開発区域及びその周辺に包蔵地・遺跡等はありません 遺跡名: 岩坂遺跡		
	<table border="1"> <tr> <td>今後の手続き</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/>文化財保護法第93条・94条の届出が必要 <input type="checkbox"/>文化財保護法第93条・94条の届出不要 <input type="checkbox"/>後日回答 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、工事着工予定日の60日前までに届出が必要です。 土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。 工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。 工事の途中で、遺構や遺物等を発見された場合には、そのままの状態ですぐやかに大津町教育委員会までご連絡ください。(文化財保護法第96条) 周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。 教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。 </td> </tr> </table>	今後の手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出が必要 <input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出不要 <input type="checkbox"/> 後日回答
今後の手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出が必要 <input type="checkbox"/> 文化財保護法第93条・94条の届出不要 <input type="checkbox"/> 後日回答	<ul style="list-style-type: none"> 当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、工事着工予定日の60日前までに届出が必要です。 土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。 工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。 工事の途中で、遺構や遺物等を発見された場合には、そのままの状態ですぐやかに大津町教育委員会までご連絡ください。(文化財保護法第96条) 周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。 教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。 	
特記事項			

(受付印)

大津町教育委員会 生涯学習課
 〒869-1292 大津町大字大津 1293 番地
 大津町役場 庁舎2階
 TEL 096-298-2180 / FAX 096-299-0512
 shougai@town.ozu.kumamoto.jp

対応者	回答状況
	<input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 回答済 <input checked="" type="checkbox"/> FAX回答済 <input type="checkbox"/> E-mail回答済

